

○	指定番号		
		市町村コード 252026	
彦 根 市	普通徴収切替理由書(仕切紙A)		給与担当確認欄
	この用紙より下は、市民税・県民税を 普通徴収 (個人納付)する人 を綴じます。		彦根市確認欄
			仕切紙A分の 人数が合っていました。
			独自仕切紙より転記しました。
普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。 * 普通徴収とする場合は必ず個人別明細書の摘要欄に理由(A~E)を記載してください。 ただし、乙欄該当者と退職者(退職予定者)は所定の欄にその旨の記載があれば省略可能です。			
A. 退職者・退職予定者(5月末日までに退職) ----- 名		B. 給与支払額が少なく(93万円以下)、特別徴収しきれないもの ----- 名	
C. 給与支払が不定期(毎月支給でない)であるもの ----- 名		D. 他の事業所にて特別徴収として扱う乙欄該当者 ----- 名	
E. 普通徴収として扱う事業専従者 (支払者が個人事業主の場合のみ) ----- 名			
↓			
普通徴収(個人納付)する者(A~E)の合計人数 _____ 人 / _____ 人		彦根市報告人員 合計人数 (特別徴収を含む)	
給与支払者の名称・氏名			

* 給与支払報告書(個人別明細書)を提出いただく際に、この仕切紙Aがない場合は、全て特別徴収の対象として扱われます。

特別徴収の徹底について

平成28年度より滋賀県と県内全市町では、法令遵守の観点から市民税・県民税(個人住民税)の特別徴収による納入の徹底を図るため、特別徴収義務のある事業所を特別徴収義務者として指定します。

彦根市におきましては、平成28年度より普通徴収が認められる一定の理由に該当する場合以外は、すべて特別徴収による納入とさせていただきます。

【彦根市で普通徴収が認められる一定の理由】

普通徴収への切替が認められる従業員

- A, 退職者・退職予定者(5月末日までに退職)
- B, 給与支払額が少なく(93万円以下)、特別徴収しきれないもの
- C, 給与支払が不定期(毎月支給でない)であるもの
- D, 他の事業所にて特別徴収として扱う乙欄該当者
- E, 普通徴収として扱う事業専従者

【留意点】

1. この「普通徴収切替理由書(仕切紙A)」は、給与支払報告書を提出する際、普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。
2. 「普通徴収切替理由書(仕切紙A)」の該当項目(A~E)に対象者の人数と合計人数を記載してください。
3. 普通徴収とする場合、必ず個人別明細書の摘要欄の先頭に該当の理由(A~E)を記載し、摘要欄に記載した人数と「普通徴収切替理由書(仕切紙A)」の人数を一致させてください。
4. 「普通徴収切替理由書(仕切紙A)」の項目に該当しない場合は、パート・アルバイトであっても原則特別徴収をしていただかなければなりません。
5. 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書(総括表)②給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)③普通徴収切替理由書(仕切紙A)④給与支払報告書(個人別明細書:普通徴収への切替理由書分)としてください。

【提出先】

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号
 彦根市役所 税務課 市民税係
 TEL 0749-30-6140

※ 紙面にてご提出される場合は、左部を切り取ってご使用ください